

憲法の現在

OBA MJ 連載

《 憲法問題特別委員会だより 》

第76回 連続市民講座

「東アジアの戦争危機と日本の針路」

憲法問題特別委員会 委員 武村 二三夫

1. はじめに

2017年（平成29年）12月9日に柳澤協二氏が「東アジアの戦争危機と日本の針路」という演題で市民を対象に講演を大阪弁護士会館でおこなった。柳澤氏は防衛庁長官官房長や防衛庁防衛研究所所長などの経歴がある防衛官僚で、2004年（平成16年）から2009年（平成21年）まで、第2次小泉・第3次小泉・福田・第1次安倍・麻生内閣の下で内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）を務めた。新安法制や憲法9条の改正の是非が議論される中で、北朝鮮の核ミサイル開発の危機などが強調されている。そこでこの問題をどうとらえるべきか、日本の防衛・外交政策はどうあるべきか、という観点から講演をいただいた。以下講演の概要を紹介する。

2. 戦争とは何か

日本で戦争の不安が広がっている。本質がわからない不安は単純な答を求めると、単純な答はだいたい間違っている。戦争は、富・名誉の分配、恐怖の緩和を求めるものである。戦争は政治の手段であり、戦争をするか、どのような戦争をするのかを決めるのは政治だが、国民の熱狂が戦争のカギとなる。現代の戦争の要因とは、経済の暴走と政治の無能が生む非寛容だ。市民の側としては、煽られる大衆となるのか、考える市民となるか、が問われている。

3. 北朝鮮核問題

北朝鮮核問題については、日米一体化によってもミサイルを100%防ぐことは不可能であり、日本に着弾した場合の被害は甚大である。安倍首相は「ミサイルを撃ち漏らせばアメリカが報復する」とするが、アメリカが自国の犠牲を顧みず報復するという保証はない。北朝鮮は、体制の保証を求めて核能力を求めている。アメリカの圧力外交は手詰まりになっており、見通せない圧力のもとで

は衝突の危険がある。戦争を力で防止できなければ、利益誘導（報償）によるしかなく、敵対関係の緩和による体制保証によって核の動機をなくす必要がある。

4. 尖閣問題

尖閣という領土を守ることは、主権同士の争いであり、国家によるナショナリズムの扇動の側面もある。国家の名誉は互いに譲れず、獲ったら取り返す、ということでは双方が消耗する。どちらも得をしない戦争・終わらない戦争をしないのが政治の責任である。

5. 対テロ戦争

テロという名の戦争は、共同体による他者排斥の暴力であり、テロリストの殺害が新たなテロリストを生むことになり、殺害は解決手段にならない。自衛隊が参加することはこの暴力の連鎖に加わることになる。自衛隊の武器使用は、憲法の武力行使の禁止に触れるおそれがあるばかりか、相手も反撃してくるといのが戦場である。

6. 非戦の理念

専守防衛は、相手に恐怖を与えるという戦争の誘因を作らない、とするものである。集団的自衛権というものは、他国の戦争への関与の問題である。米軍の存在をどうみるかだが、自衛隊は国土を守るものであるところ、米軍は米主導の秩序を守るものである。日本は戦争をしないことを名誉と考えてきた。この非戦の理念を今一度考えるべきである。

7. 終わりに

柳澤氏は非常に平易な言葉でわかりやすく説明をされた。私が一番印象に残ったことは国民の負託ということであった。自衛隊員は、国民の負託により事に及んでは生命の危険をかけて任務を遂行する。日本の防衛に直接つながらない外国での戦争の遂行を、自衛隊に負託してよいのであろうか。